

# 新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている事業者の皆様へ ～政策金融と国税の取組の御案内～

- このパンフレットでは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、事業の資金繰り等に困難を抱える事業者の皆様へ、政策金融における資金繰り支援策と、国税における納付の猶予制度の内容を御案内しています。
- 政策金融の資金繰り支援策については、株式会社日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症特別貸付制度等を創設します。
- 国税の納付の猶予制度については、国税を一時に納付することが困難な事情がある場合には、税務署に申請することにより、①原則として1年間納付を猶予するとともに、②猶予期間中の延滞税が全部又は一部免除されます。
- 詳しくは次ページ以降を御覧ください。

# 財務省

Ministry of Finance, JAPAN

最新情報は、右のQRコード又は下記の検索からご確認ください。



財務省 コロナ 事業者

# 目次

## I 事業者の皆様へ

○ 日本公庫    ≡ DBJ    ■ 民間金融機関  
● 沖縄公庫   ≡ 商工中金   ◆ 税務署

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ……………1

## II 資金繰り支援(政策金融)

- ● 新型コロナウイルス感染症特別貸付※ ……………2  
※マル経融資(小規模事業者経営改善資金)を含む。
- ● 新型コロナウイルス感染症特別貸付～特別利子補給制度～ ……………4
- ● 衛生環境激変対策特別貸付 ……………5
- ● セーフティネット貸付【公庫】 ……………6
  - セーフティネット保証【信用保証】 ……………7
  - 危機関連保証【信用保証】 ……………8
- ≡ ≡ 危機対応業務 ……………9
  - 新型コロナウイルス感染症への財務省の対応 ……………10
- ● 特別相談窓口(ご連絡先) ……………11
  - ≡ ≡

## III 国税の納付の猶予制度

- ◆ 国税の納付の猶予制度の概要 …………… 15
- ◆ ご連絡先 …………… 17

令和2年3月時点のお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている事業者の皆様へ

---

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、株式会社日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症特別貸付制度を創設し、実質無利子・無担保の資金繰り支援を行うなど、総額1.6兆円規模の金融措置が決定されました。

財務省においては、この新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ、資金繰りの支援（政策金融）等を行っておりますが、その効果的な実施にあたっては、事業者の皆様へ、それらの取組を広く知っていただく必要があります。

そこで今般、財務省としての対応を纏めたパンフレット（新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ～政策金融と国税の取組の御案内～）を作成いたしました。

全国66の財務（支）局、財務事務所及び出張所等並びに全国524の税務署等を通じ、全国の事業者の皆様へこのお知らせが届くこと、そしてこれらの取組を活用いただけることを希望いたします。

令和2年3月  
財 務 省

# 新型コロナウイルス感染症特別貸付

## 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の 拡充について

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充しましたので、お気兼ねなくご相談ください。

### 主な制度拡充内容

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

- (1) 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設（国民・中小）  
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設
- (2) 「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」および「生活衛生改善貸付」の拡充（国民）  
新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」等の融資限度額の引上げや利率の引下げ等の措置を実施

令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれましては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資条件を適用することができます。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用 いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方 (1) 最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2) 業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 ① 過去3カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	6,000万円	
	中小企業事業	3億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金	20年以内(5年以内)	
	運転資金	15年以内(5年以内)	
利率(年) (注1)	国民生活事業	3,000万円以内の部分 (注2)	当初3年間: 基準利率-0.9% 3年経過後: 基準利率
		3,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	1億円以内の部分 (注2)	当初3年間: 基準利率-0.9% 3年経過後: 基準利率
		1億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。

主な貸付利率は日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の各HPをご覧ください。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間で実質無利子となる予定です。

○マル経融資(小規模事業者経営改善資金)および生活衛生改善貸付の拡充の概要(国民生活事業)

	通常部分	拡充部分
融資対象者	【マル経融資(小規模事業者経営改善資金)】 商工会議所、商工会、又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方  【生活衛生改善貸付】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により直近1カ月の売上高、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	設備資金 10年以内(4年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率(年)	特別利率F	当初3年間: 特別利率F-0.9% 3年経過後: 特別利率F

# 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ～特別利子補給制度～

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで、実質無利子化。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定です。

## 【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

## ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

## 【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記特別貸付の遡及適用を受け、①～③の要件を満たす場合には、本制度の遡及適用が可能です。

# 衛生環境激変対策特別貸付

## 衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業及び沖縄振興開発金融公庫の特別貸付制度。

### 【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1か月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

### 【資金の使いみち】

 運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

### 【金利】

基準金利

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

～衛生環境激変対策特別貸付をご利用頂いている方へ～

※令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

新型コロナウイルス感染症特別貸付の詳細は2ページ参照

# セーフティネット貸付【公庫】

## セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

### 【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

### 【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

### 【貸付期間】

設備資金15年以内、運転資金8年以内

### 【据置期間】

3年以内

### 【金利】

基準金利

※貸付期間・担保の有無等により変動

## 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

～セーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

新型コロナウイルス感染症特別貸付の詳細は2ページ参照

※令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

# セーフティネット保証【信用保証】 (セーフティネット保証4号・5号)

## セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

### ○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。  
※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

### ○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。  
※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

## ※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN 4号：3月2日に全都道府県を対象に指定されました。
- ◆ SN 5号：3月6日に緊急的に40業種を追加指定されたのに続き、3月13日にも316業種を追加指定されました。これにより、508業種が対象となります。指定業種は経済産業省・中小企業庁HPより、ご確認いただけます。

## ※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①対象となる中小企業者の方は、本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行います。
- ②希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に認定書を持参し、保証付き融資を申し込みます（事前相談も可）。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

# 危機関連保証【信用保証】

## 1. 危機関連保証とは？

東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

## 2. 対象中小企業者

指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

## 3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円

$$\left[ \begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{【セーフティネット保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{【危機関連保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right]$$

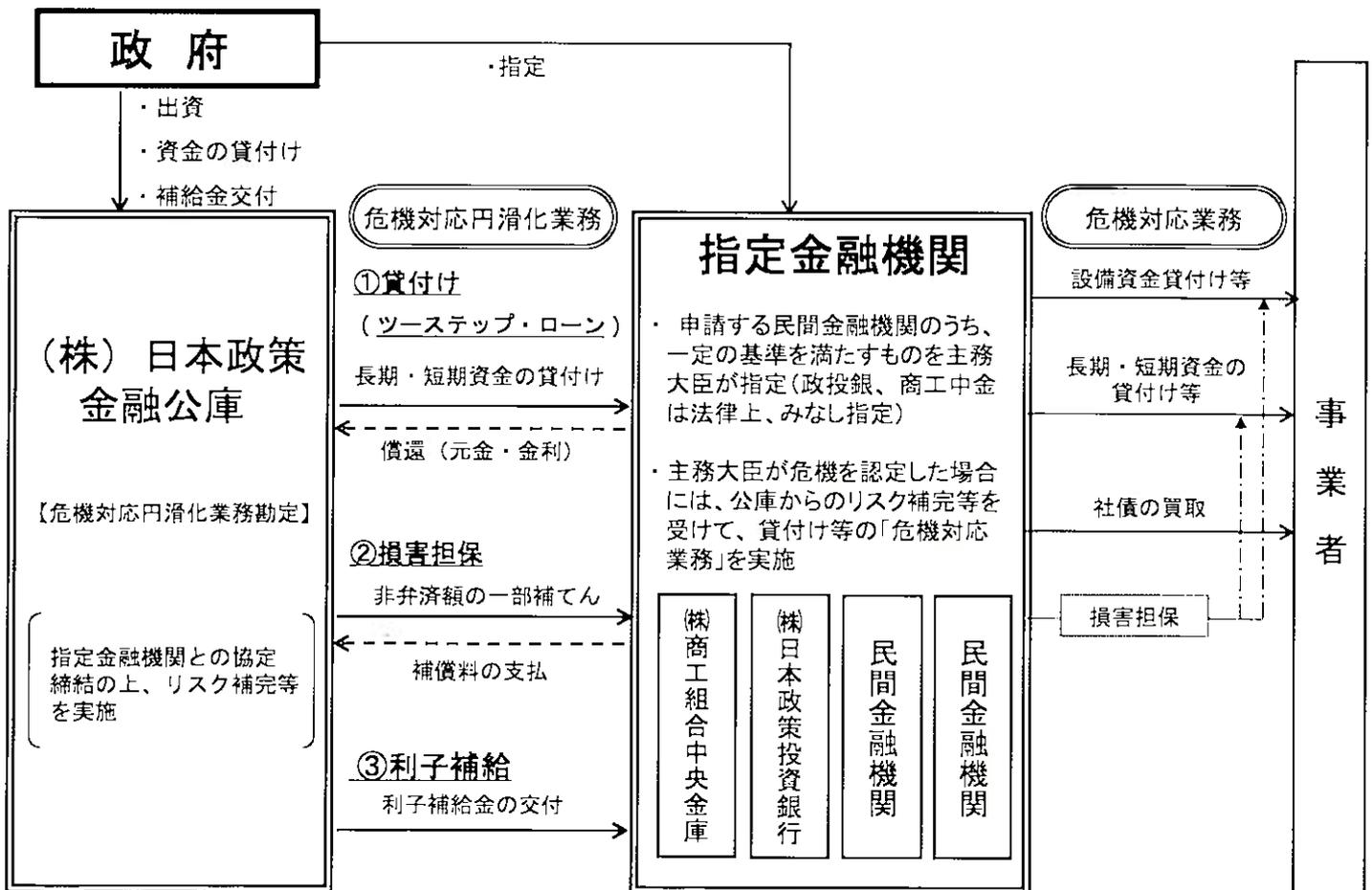
# 危機対応業務

## 危機対応業務とは？

危機対応業務は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症など、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態に際して、指定金融機関を通じて事業者に対して必要な資金の貸付け等を行うものです。

（現在、日本政策投資銀行（DBJ）及び商工組合中央金庫が指定金融機関）

## 指定金融機関を通じた危機対応業務の概要



# 新型コロナウイルス感染症への財務省の対応

## 【第1弾】

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、これまで、2月7日付で関係省庁から政策金融機関等へ、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施。
- また、2月13日に決定した、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として、5,000億円を確保すること等の措置を実施。

## 【第2弾】

- 第1弾の資金繰り支援の拡充(1,000億円程度)に加え、今回、日本政策金融公庫等において新型コロナウイルス感染症特別貸付制度(5,000億円規模)を創設し、実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を措置。
- 併せて、危機対応業務等を活用した日本政策投資銀行・商工組合中央金庫による金融支援(2,040億円)と国際協力銀行による金融支援(2,500億円)を措置。
- これらの措置を併せて、1.6兆円規模の金融措置を確保。

財務省は、政策金融機関に新型コロナウイルス感染症への対応として、下記を要請しています。

- ① 事業者の業況や当面の資金繰り等について、休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと。
- ② 事業者の資金繰り緩和に向けて全力をあげて丁寧かつ迅速に取り組むこと。
- ③ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。
- ④ セーフティネット貸付等の活用などを含めて、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること。

# 特別相談窓口

## ○株式会社日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9時～17時）

※創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時～19時まで承っております。

※はじめてお取引いただく方、お取引いただいている支店がご不明な方はこちらへおかけください。

音声ガイダンスが流れた後に、ご希望のサービスメニューの選択番号を押してください。

選択番号	サービスメニュー	事業
0	創業して間もない方	国民生活事業
1	個人企業・小規模企業の方	国民生活事業
2	中小企業の方	中小企業事業
3	農林漁業者等の方	農林水産事業

（注）休日（3月の土・日曜日および祝日）については下記の休日相談窓口までご相談下さい。

1. 開設時間： 9時～17時
2. 電話番号： 0120-112-476（創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方）  
0120-327-790（中小企業の方）  
0120-926-478（農林漁業者等の方）

## 特別相談窓口

### ○沖繩振興開発金融公庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方を対象とする特別相談窓口を下記のとおり開設しております。

被害に伴う事業資金等につきましては、下記の相談窓口までご相談ください。（平日9時～18時）

店舗		電話番号
本店	産業開発資金	098-941-1765
	中小企業資金・生業資金	098-941-1785 098-941-1795
	生活衛生資金	098-941-1830
	農林漁業資金	098-941-1840
	ご返済に関するご相談	098-941-1815
中部支店		098-989-6511
北部支店		0980-52-2338
宮古支店		0980-72-2446
八重山支店		0980-82-2701

(注) 休日(土・日曜日および祝日)については下記の休日相談窓口までご相談下さい。

1. 開設時間： 9時～17時
2. 電話番号： 098-941-1795 (中小企業・小規模事業者の方)  
098-941-1840 (農林漁業者等の方)

# 相談窓口

D  
B  
J

## ○株式会社日本政策投資銀行

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業の方を対象とする経営相談窓口を下記のとおり開設しております。

被害に伴う事業資金等につきましては、下記の相談窓口までご相談下さい。（平日9時～17時）

支店名	郵便番号	所在地	電話番号
本店 東京 (大代表)	〒100-8178	東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	03-3270-3211
北海道支店 札幌 (代表)	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目1番地 (日本生命札幌ビル)	011-241-4111
東北支店 仙台 (代表)	〒980-0021	仙台市青葉区中央1丁目6番35号 (東京建物仙台ビル)	022-227-8181
新潟支店 新潟 (代表)	〒951-8066	新潟市中央区東堀前通 六番町 1058番地1 (中央ビルディング)	025-229-0711
北陸支店 金沢 (代表)	〒920-0031	金沢市広岡三丁目1番1号 (金沢パークビル)	076-221-3211
東海支店 名古屋 (代表)	〒450-6420	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 (大名古屋ビルディング)	052-589-6891
関西支店 大阪 (代表)	〒541-0042	大阪市中央区今橋4丁目1番1号 (淀屋橋三井ビルディング)	06-4706-6411
中国支店 広島 (代表)	〒730-0036	広島市中区袋町5番25号 (広島袋町ビルディング)	082-247-4311
四国支店 高松 (代表)	〒760-0050	高松市亀井町5番地の1 (百十四ビル)	087-861-6677
九州支店 福岡 (代表)	〒810-0001	福岡市中央区天神2丁目12番1号 (天神ビル)	092-741-7734
南九州支店 鹿児島 (代表)	〒892-0842	鹿児島市東千石町1番38号 (鹿児島商工会議所ビル)	099-226-2666

(注) 休日（土・日曜日および祝日）については下記の休日相談窓口までご相談下さい。

1. 開設時間： 9時から17時まで
2. 電話番号： 0120-598-600

## 相談窓口

### ○株式会社商工組合中央金庫

新型コロナウイルスに関連した感染症により経営・資金繰り等に影響を受けられた中小企業の方を対象とする経営相談窓口を全営業店に開設しています。

代表ダイヤルは下記になりますので、はじめてお取引いただく方、お取引いただいている営業店がご不明な方はこちらへおかけください。

0120-542-711（平日・休日9時～17時）

### Ⅲ 国税の納付の猶予制度

税務署

新型コロナウイルス感染症の影響により

## 納税が困難な方には猶予制度があります

### 税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)。

#### ○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限(注1)から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります)

お気軽にお電話で  
ご相談ください!  
(納期限前から相談できます)

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限(令和2年4月16日)が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(同法第151条)が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

#### ○ 猶予が認められると・・・

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。  
(次ページをご参照ください。)

## 個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください(納税の猶予:国税通則法第46条)。

状況により注意  
いただく資料が異なります。  
まずはお電話でご相談を!

### ○ 個別の事情

#### (ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### (ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

#### (ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

#### (ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

(注) 申請に必要な書類等については、最寄りの税務署(徴収担当)にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

### ○ 猶予が認められると・・・

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。



# ご連絡先

税務署

納付に関するご相談は、電話にてお受けしています。

## お気軽に、税務署職員（徴収担当）へ

- 納付に関するご相談は、税務署の職員（徴収担当）が受け付けています。

### <税務署職員（徴収担当）への連絡方法>

- ①最寄りの税務署に電話する。
- ②音声ガイダンスに従って、番号「2」（税務署）を選択する。
- ③税務署の職員（徴収担当）が対応します。

注1：ガイダンスの途中でも番号の選択ができます。

注2：「番号が確認できません。」というガイダンスがあった場合は、「トン切り替えボタン」（\*や#など）を押してから選択してください。

MINISTRY OF  
FINANCE



財務局

Local Finance Bureaus



# 財務省



日本政策投資銀行



日本政策金融公庫



沖縄振興開発金融公庫

THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



人を思う。未来を思う。

商工中金